

令和8年度福岡市子どもプラザの設置・運営団体公募に関する質問と回答について

令和8年9月10日時点

No.	資料該当箇所		質問内容	回答
1	公募要領	3. 公募の条件 (1) 応募資格	応募資格に市町村税の滞納がない者および消費税を滞納していない者とありますが、弊社は県外に所在しており、応募することは可能でしょうか。	福岡市外に所在する団体・法人でも応募いただくことは可能です。団体・法人の所在する市町村から各証明書の交付を受けて、ご提出ください。
2	公募要領	4. 補助金の交付 (4) 補助期間	補助期間の箇所に、5年を越えない範囲で原則毎年度継続するとありますが、これは、契約後最大で5年を越えた場合には、契約が終了し、再度公募をするということでしょうか。	※令和8年8月19日に公開しましたN0.2の回答内容に誤りがありましたので、訂正いたします。 【正】 今回の公募により、補助対象とする期間は最大5年間となります（市予算の範囲内で、運営が良好な場合）。5年目に再度、補助対象事業者としての選定手続きを予定しております。 【誤】 今回の公募により、補助対象とする期間は最大5年間となります（市予算の範囲内で、運営が良好な場合）。4年目に再度、補助対象事業者としての選定手続きを予定しております。
3	子どもプラザ業務 内容詳細	9 職員等の配置	子どもプラザの職員は保育園の職員と兼任でもよいでしょうか。	本事業としては子どもプラザ職員が子どもプラザ以外の事業を兼任することは差し支えありませんが、教育・保育事業として関係法令や施設・事業の認可基準等に反することがないかについては、所管庁や関係部局等に事前相談を行ってください。 なお、子どもプラザ職員として配置されている時間帯は、子どもプラザ以外の業務には従事できません。また、子どもプラザ以外の事業に従事している時間帯の人件費等は、補助対象経費には含められません。

4	公募要領	3. 公募の条件 (2) 実施施設について	開設場所は保育園の内外を問わずでしょうか。	開設場所は、公募における実施施設の条件を満たしていれば、保育施設の施設内でも、施設外でも差し支えありません。（公募要領P2～P3参照） なお、実施施設が保育園等の施設の場合は、関係法令や施設・事業の認可基準等に反しないようにしてください。必要に応じて所管庁や関係部局等に事前相談を行ってください。
5	公募要領	3. 公募の条件 (2) 実施施設について	乳幼児親子の遊び場を1階・2階に分けて設置し、それぞれの遊び場部分の面積を合算して概ね35㎡以上となる場合、公募条件「専用スペース概ね35㎡以上」の要件を満たすものとして取り扱ってよいでしょうか。 あるいは原則として同じ階の中で確保する必要がありますか。	1つの階の、遊び場部分の面積として概ね35㎡以上を確保してください。 その上で、追加で別階又は別室に遊び場を設ける場合は、職員の配置が追加で必要となる場合等があるため、個別の事案ごとに可否を判断します。
6	公募要領	(5) 提出書類	新築する場合の施設内写真等は添付が出来ないが、どのように対応したらよいですか。	新築物件の概要が分かるもの（物件概要、完成予定日、図面、各設備の配置図、イメージパース等）をご提出ください。 また、応募書類提出時に、理由書（任意様式、提出が間に合わない理由と提出予定日を記載すること）を添付してください。
7	公募要領	3. 公募の条件 (2) 実施施設について	乳幼児親子の遊び場面積は、屋内外問わず合算面積で計算してよいですか。	遊び場面積は、「屋内で」35㎡以上を確保してください。 なお、屋外面積を参考情報として掲載いただくことは差し支えありません。
8	様式8 事業計画書	6 資金計画	収支計画書は、令和8年度に開所してから3月末までの残り期間の補助額を按分して記載するので	資金計画は、1年間（4月から3月まで）を想定して記載してください。

			しょうか。それとも年度当初からの年間基準額を概算して計算するのでしょうか。	
9	公募要領	4. 補助金の交付	建売物件を購入する場合にも、カウンター等の設置やおむつ替え・授乳スペースの設置・トイレの増設等、子どもプラザ事業および子育て支援コンシェルジュの運営に必要な改修・設置等にかかる費用は「開設準備経費加算」の申請が可能でしょうか。	「開設準備経費加算」については、本事業の実施に必要な環境整備として行うもので、かつ、躯体など建物の構造体（柱や梁、壁、天井、基礎等）に関わらない簡易な修繕や備品の購入に係る費用が対象となります。建売物件の場合でも同様です。
10	公募要領	4. 補助金の交付 (4) 補助期間	公募要領の P6 補助金の交付(4)に、「5年を越えない範囲で原則毎年度継続する」とありますが、開設後6年目以降は運営費等補助金が支給されないことが想定されますか。	事業開始して5年目に、実施体制や運営状況等を審査の上、6年目以降も良好な運営が見込まれる場合には、所定の手続きを経て、再度、補助対象事業者として選定する可能性があります。 ただし、当該事業の補助は、福岡市の予算の範囲内において実施するため、予算の減額又は削除があった場合は、この限りではありません。
11	子どもプラザ業務 内容詳細	15 その他 (3) 修繕	開設後、施設の経年劣化等で修繕が必要になった場合、修繕費の補助金は出ますか。	事業開始後に施設の修繕を必要とする場合、本事業の実施に必要な環境整備として行うもので、かつ、躯体など建物の構造体（柱や梁、壁、天井、基礎等）に関わらない簡易な修繕については補助対象経費に含めることができます。 ただし、補助対象事業者の責に帰すべき事由による施設及び設備の修繕については、補助対象経費の対象外とします。

12	公募要領	2. 公募の概要 (4) 募集対象地域	事業実施予定場所と既存の子どもプラザとの距離が 800m以内かどうかを、どうやって判断しますか。	子どもプラザ事業実施予定場所（専用スペース部分）と既存の子どもプラザ各々の最も近い地点同士を結んだ直線距離で判断します。
13	公募要領	3. 公募の条件 (3) 事業の実施について 7 子どもプラザ事業に従事する職員の配置	子どもプラザ事業で常時配置する2名は、いずれも常勤である必要がありますか。それとも、1名常勤、1名非常勤でもよいでしょうか。	運営上は、2名とも非常勤でも差し支えありません。 ただし、「福岡市子どもプラザ事業補助金交付要綱 別表1 子どもプラザ事業の運営費基本分」の、開館日数5日又は6日における「常勤職員を配置する場合」については、本事業実施期間を通じて、常時2名以上の配置のうち、1名以上常勤職員を配置している場合に適用します。
14	公募要領	5. 事業者の選定 (5) 提出書類	市民税について、非課税事業者にあたる場合、非課税事業者である旨の申告書を提出することで代用できますか？	提出書類番号16番の「市税にかかる徴収金に滞納がないことの証明書」は、免税（非課税）事業者の場合もご提出ください。 なお、提出書類番号17番の「消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明書」についても同様です。
15	公募要領	3. 公募の条件 (3) 事業の実施について 2 開所日数	週5日の開所日のうち、例えば週2日を乳児親子の日、週3日をそれ以外の親子も利用できる日とするなど、曜日によって利用対象となる年齢を分けて開所することは可能でしょうか。	子どもプラザは乳幼児親子がいつでも気軽に訪れ利用できる施設であり、きょうだい児が同時利用する場合もあるため、対象年齢であればどの年齢の子でも利用したい日に利用できるよう、原則、曜日によって利用対象の年齢を分けることはせず、年齢に応じた遊び場の区分けを行うなどの工夫をお願いします。 なお、対象年齢を絞ったミニ講座やイベントを、一部の時間で開催することは差し支えありません。 利用の状況等に応じ、市と事業者で運営について協議し、取り扱いを変更する場合があります。

16	公募要領	4. 補助金の交付	既存施設を子どもプラザとして使用することを検討しています。 a)浴室等の撤去、間仕切り壁の変更を行う場合、これらは開設準備経費の「改修費等」の補助対象となりますか。 b)必要な乳幼児親子の遊び場面積を確保するため、既存建物の1階部分を増築する場合、増築工事費は「改修費等」の対象となりますか。対象となる場合、構造部分・基礎・外壁・屋根等を含め、対象経費の範囲をご教示ください。 c)ベビーカー置き場を確保するため、雨天時にも利用できる屋根付きスペースを整備する場合、庇や屋根の設置工事費は改修費等の補助対象となりますか。また自転車置き場についてはどうですか。	「開設準備経費加算」については、本事業の実施に必要な環境整備として行うもので、かつ、躯体など建物の構造体（柱や梁、壁、天井、基礎等）に関わらない簡易な修繕や備品の購入に係る費用が対象となります。 補助金交付申請時に、工事の内容が分かる資料等をご提出いただき、審査いたします。 間仕切壁の変更については、一般的には、建築物の構造上、重要な間仕切壁である場合を除き、建物の構造体に関わらないものに該当するため、対象経費となると思料されます。 浴室等の既存設備の撤去や、駐輪場の整備など屋外改修を対象経費と認められるかについては、国へ確認中（本事業は、国補助金を活用して実施している事業のため）です。 増築は、躯体など建物の構造体に関わるものに該当するため対象外となると思料されます。増築後の内装費については、対象とできる場合があります。
17	公募要領	3. 公募の条件 (3)事業の実施について 8 子育て支援コンシェルジュ事業	業務遂行責任者は、常勤職員及び子育て支援コンシェルジュを兼任することは可能でしょうか。	各資格要件や、各配置要件を満たしていれば、兼任は差し支えありません。

		に従事する職員の配置		
18	公募要領	3. 公募の条件 (3)事業の実施について 8 子育て支援コンシェルジュ事業に従事する職員の配置	子育て支援コンシェルジュについて、やむを得ない場合は事業開始後の研修受講が認められているとのことですが、その場合も研修受講見込み者がはっきりと予定されている場合は、事業開始時から子育て支援コンシェルジュ事業の補助対象として申請できますか。	公募要領（P4～P5）の3（3）表中8「子育て支援コンシェルジュ事業に従事する職員の配置」の資格要件（1）について、同号に規定する子育て支援員研修については、県の開催通知を受けて、市が各事業者へ案内し、とりまとめて申請を行っています（個人での申し込みができません）。 よって、補助対象予定事業者に選定されたのちに市からの案内を受けて上記研修の受講が期待でき、かつ、資格要件の（2）を満たす方を常時1名以上配置できるならば、事業開始時から子育て支援コンシェルジュ運営費の補助金申請が可能です。 なお、資格要件（3）に該当する方は、資格要件（1）及び（2）の如何を問いません。 子どもプラザ業務Q＆Aの「4 職員の配置について」のQ4も併せてご参照ください。
19	公募要領	5. 事業者の選定 (5) 提出書類	平成9年時点で交付された「建築基準法第7条第3項の規定による検査済証」は公募要領における「建築基準法第7条の2第5項に基づく検査済証」として代用できますか。	建築基準法第7条の2第5項に限らず、建築基準法に基づき適法に交付された検査済証であれば差し支えありません。
20	公募要領	5. 事業者の選定 (5) 提出書類	予定施設の消防用設備点検結果報告書では、火災報知設備に不良があるため、現在取り替え業者	応募書類提出時点で、是正後の結果を反映した書類の提出ができない場合は、既存の消防用設備点検結果報告書に加え、理由書（任意様式、提出が間に合わない書類名とその理由、是正した結果を反映した書類の

			と日程調整しています。その状況を応募書類に付記する形で問題ないですか。	提出予定日、現時点での対応状況及び業者及び管轄の消防署への確認の結果等を記載すること）を提出してください。
21	公募要領	5. 事業者の選定 (5) 提出書類	決算報告書は下記のとおりでよいですか。 ・法人全体の貸借対照表、事業活動計算書(=損益計算書)、財産目録を提出 ・資金収支計算書やそれぞれの内訳表は不要	お見込みの通りです。なお、資金収支計算書やそれぞれの内訳表を参考資料として提出することを妨げるものではありません。
22	公募要領	5. 事業者の選定 (5) 提出書類	様式 7-2 の業務遂行責任者は、子どもプラザ/子育てコンシェルジュ事業に従事する職員の中から選任してよいですか。 職員が未確定の場合、履歴書の提出ができませんが、問題ありませんか。	業務遂行責任者は、本業務の現場で指揮命令をし、運営全体を管理する責任者ですので、社会的信望を有し、児童福祉及び社会福祉事業についての知識経験があり、実際の業務に精通している方としてください。子どもプラザ又は子育てコンシェルジュ事業に従事する職員の中から選任いただくのが望ましいですが、必要な場合にすぐに業務遂行責任者が支援できる体制が整っている場合は、本事業の現場に配置する職員以外の方を選任しても差し支えありません。 (例：保育施設内において一体的に本事業を実施している場合で、保育施設の園長が業務遂行責任者となる。ただし保育施設の認可基準等に反しない場合に限る。) 応募書類提出時に、業務遂行責任者の履歴書の提出が難しい場合は、理由書(任意様式、提出が間に合わない理由、提出予定日)を添付してください。なお、準備ができ次第、速やかに提出いただくものとし、遅くとも11 月頃予定の選考協議会の3週間前頃までにはご準備ください。

23	公募要領	3. 公募の条件 (3) 事業の実施について	月～金の週5日の開所をする場合、平日が祝日と重なった場合は休館日としてよいですか。	開所予定日が祝日の場合も、原則、開所してください。 やむを得ず休館する必要がある場合は、事前に利用者へ周知を行っていただいた上で、同じ週の中でもともと休館日の予定であった別の日を開所して、代替してください。 (例：月～金の週5日開所している場合に、やむなく火曜日を休館する場合は、同じ週の土曜日又は日曜日に開館)
24	公募要領	3. 公募の条件 (3) 事業の実施について	職員要件の“専任”の定義は何ですか。パート保育士を常勤・非常勤職員として配置する場合、同一法人内の保育施設に勤務するパート保育士(あるいは別法人で保育士勤務しているケースも)と掛け持ちすることはできますか。(例：月～水：子どもプラザ勤務、木金：保育園勤務、同一日内での兼務はありません)	「専任」とみなすためには、配置している時間帯において、本事業以外の業務に従事することはできません。雇用上は、他事業との兼務でも差し支えありません。
25	公募要領	3. 公募の条件 (3) 事業の実施について	常時配置の要件(子どもプラザ2名以上、子育て支援コンシェルジュ1名以上)について、仮に開所時間8時間(職員休憩1時間)として、9～13時をパート職員A、13時～18時パート職員Bという配置も可能ですか。	午前午後を分けて配置するなど、複数名で配置することは差し支えありません。なお、開所時間中は常に、子どもプラザ職員2名、子育て支援コンシェルジュ1名の3名の配置が必要となります。 下表は必要な配置を満たす、1日当たりの配置の一例ですのでご参照ください。※色塗り部分が配置時間を表します。事前の準備や後片付け、消毒などを、開所時間の前後1時間ずつ行った場合の例です。

				子どもプラザ常時2名以上 <table><tr><td></td><td>9時</td><td>10時開所</td><td>11時</td><td>12時</td><td>13時</td><td>14時</td><td>15時</td><td>16時閉所</td><td>17時</td></tr><tr><td>スタッフA</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>スタッフB</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>スタッフC</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td></td></tr></table> 子育て支援コンシェルジュ常時1名以上 <table><tr><td></td><td>9時</td><td>10時開所</td><td>11時</td><td>12時</td><td>13時</td><td>14時</td><td>15時</td><td>16時閉所</td><td>17時</td></tr><tr><td>スタッフD</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>スタッフE</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td></td></tr></table>		9時	10時開所	11時	12時	13時	14時	15時	16時閉所	17時	スタッフA										スタッフB										スタッフC											2	2	2	2	2	2	2	2			9時	10時開所	11時	12時	13時	14時	15時	16時閉所	17時	スタッフD										スタッフE											1	1	1	1	1	1	1	1	
	9時	10時開所	11時	12時	13時	14時	15時	16時閉所	17時																																																																																					
スタッフA																																																																																														
スタッフB																																																																																														
スタッフC																																																																																														
	2	2	2	2	2	2	2	2																																																																																						
	9時	10時開所	11時	12時	13時	14時	15時	16時閉所	17時																																																																																					
スタッフD																																																																																														
スタッフE																																																																																														
	1	1	1	1	1	1	1	1																																																																																						
26	公募要領	2. 公募の概要	区が異なる場合、同一法人が複数の子どもプラザの公募に応募することは可能ですか。	同一法人が複数の区で応募することは差し支えありません。ただし、同一区内において、複数の実施予定地をもって応募することはできません。																																																																																										
27	公募要領	3. 公募の条件 (2) 実施施設について	子どもプラザの開設候補物件について、応募時点で賃貸借契約を締結する必要がありますか。候補物件を選定し、所有者・管理会社等から利用について一定の了承を得ている状態でも応募可能ですか。	賃貸借契約は、応募時点では未締結であっても、所有者・管理会社等から利用について一定の了承を得ており、補助対象予定事業者として選定された後に、開所に向けて適切に契約締結できる状態であれば差し支えありません。ただし、公募要領3（2）「実施施設について」にお示ししている物件の要件を満たしていることが前提となります。 応募書類提出時には、契約予定であることが確認できる書類（任意様式）に、理由書（任意様式、提出が間に合わない書類名とその理由、提出予定日を記載すること）を添付し、補助対象予定事業者として選定された場合は、市と協議の上、速やかに賃貸借契約を締結し、契約書の写しを提出してください。 なお、選定結果通知(選考協議会は11月頃に開催予定)後、補助対象予																																																																																										

				定事業者には、補助金の交付申請案内を行います。申請から交付決定まで約1カ月程度を目安としておりますが、 <u>交付決定前</u> の期間に締結した賃貸借契約に係る礼金・開設前月分賃借料は、補助対象外となる可能性があります。（対象範囲を国に確認中です。交付決定後の契約締結分は対象となります。）
28	公募要領	6. 設置・運営団体の選定方法 (2) 評価基準	駐車場は周辺月極駐車場を賃借予定としてもよいですか。	差し支えありません。 応募書類の受付時までに賃借を開始している場合は、賃貸契約書など賃借の内容が分かる書類を提出してください。応募書類の受付時には賃借契約を締結していない場合は、理由書（任意様式、提出が間に合わない理由と提出予定日、賃借予定の駐車場の詳細情報及び賃借契約締結予定日等を記載すること）を添付し、補助対象予定事業者として選定された場合は、市と協議の上、事業開始に間に合うよう賃貸借契約を締結し、契約書の写しを提出してください。 なお、駐車場経費は補助対象外となる可能性があります。（国へ確認中です）
29	公募要領	3. 公募の条件 (3) 事業の実施について	ゴールデンウィークやシルバーウィークのように祝日が重なる週の振替開所日は、設定する必要がありますか。	開所予定の曜日が祝日の場合も、原則、開所してください。 やむを得ず休館する必要がある場合は、事前に利用者へ周知を行っていただいた上で、同じ週の中でもともと休館日の予定であった別の日を開所して、代替してください。
30	子どもプラザ業務Q&A	3 業務内容	開所時間と常勤職員の勤務時間について質問です。Q&Aによると常勤職員は週40時間(1日8h、週5日)の勤務が必要です。例えば、以下のような運用は要件を満たしますか。	本事業における「常勤40時間程度」とは、1週あたりの勤務時間が38時間45分以上であることを目安としています。 ここでいう1週あたりの勤務時間は、開所時間帯における子どもプラザ職員又は子育て支援コンシェルジュとしての稼働時間に加え、開所時間帯以外でも、真に必要な開所前及び閉館後の環境整備や本事業に関する打ち合わせ、書類作成等の時間については含んで差し支えありません。

			・常勤職員の勤務日時：8:30～17:30(1h 休憩、実働8h) 週5日 ・プラザ開所時間：10:00～16:00 週5日 ※開所前後の3h は開所準備、閉所後片付け、書類作成、環境整備、清掃、職員打合せ等の業務にあてる	ん。(目安：概ね1日当たり前後各30分程度までを想定) 例示の場合は、開所前及び閉館後の環境整備や本事業に関する打ち合わせ、書類作成等の業務が、年間を通して1日当たり3時間必要との想定となり、「非常勤」とであると判断します。																								
31	公募要領	3. 公募の条件 (3) 事業の実施について	パート非常勤職員をどう採用、配置するか参考のため、もし以下のデータがあるようでしたら提供をお願いします。 ・月別利用者数、プラザ相談件数、コンシェルジュ相談件数、時間帯別利用者数	下表についてご参照ください。下記以外については公表できる統計がありません。 <令和7年度 子どもプラザ月別延べ利用者数> ※子どもプラザ14か所の大人・子どもの計 <table><tr><th>月</th><th>利用人数</th></tr><tr><td>4月</td><td>25,616人</td></tr><tr><td>5月</td><td>25,560人</td></tr><tr><td>6月</td><td>29,636人</td></tr><tr><td>7月</td><td>33,580人</td></tr><tr><td>8月</td><td>33,359人</td></tr><tr><td>9月</td><td>33,418人</td></tr><tr><td>10月</td><td>32,024人</td></tr><tr><td>11月</td><td>26,897人</td></tr><tr><td>12月</td><td>23,633人</td></tr><tr><td>1月</td><td>29,873人</td></tr><tr><td>2月</td><td>28,973人</td></tr></table>	月	利用人数	4月	25,616人	5月	25,560人	6月	29,636人	7月	33,580人	8月	33,359人	9月	33,418人	10月	32,024人	11月	26,897人	12月	23,633人	1月	29,873人	2月	28,973人
月	利用人数																											
4月	25,616人																											
5月	25,560人																											
6月	29,636人																											
7月	33,580人																											
8月	33,359人																											
9月	33,418人																											
10月	32,024人																											
11月	26,897人																											
12月	23,633人																											
1月	29,873人																											
2月	28,973人																											

				<table><tr><td>3月</td><td>32,309人</td></tr><tr><td>合計</td><td>354,878人</td></tr></table>	3月	32,309人	合計	354,878人																								
3月	32,309人																															
合計	354,878人																															
				<令和7年度 子育て支援コンシェルジュ相談件数> ※子育て支援コンシェルジュを配置している市内8か所の子どもプラザで子育て支援コンシェルジュが対応した相談件数です。 ※各プラザにより、配置人数は1～2人と異なります。 ※子育て支援コンシェルジュが公民館などに出張相談で対応した件数も含まれます。 <table><tr><td>月</td><td>相談件数</td></tr><tr><td>4月</td><td>803件</td></tr><tr><td>5月</td><td>753件</td></tr><tr><td>6月</td><td>731件</td></tr><tr><td>7月</td><td>842件</td></tr><tr><td>8月</td><td>774件</td></tr><tr><td>9月</td><td>828件</td></tr><tr><td>10月</td><td>874件</td></tr><tr><td>11月</td><td>655件</td></tr><tr><td>12月</td><td>636件</td></tr><tr><td>1月</td><td>821件</td></tr><tr><td>2月</td><td>746件</td></tr><tr><td>3月</td><td>899件</td></tr><tr><td>合計</td><td>9,362件</td></tr></table>	月	相談件数	4月	803件	5月	753件	6月	731件	7月	842件	8月	774件	9月	828件	10月	874件	11月	655件	12月	636件	1月	821件	2月	746件	3月	899件	合計	9,362件
月	相談件数																															
4月	803件																															
5月	753件																															
6月	731件																															
7月	842件																															
8月	774件																															
9月	828件																															
10月	874件																															
11月	655件																															
12月	636件																															
1月	821件																															
2月	746件																															
3月	899件																															
合計	9,362件																															

32	公募要領	5. 事業者の選定 (5) 提出書類	応募時点では耐震診断報告書又は耐震補強工事実施済みを証する書類はないが、開所（事業開始）までに自費で必ず補強・診断を完了する「実施計画書」を添付し、開所前の証明書提出を前提とした「条件付き選定」での応募は認められますか。	昭和56 年以前に完成した建物で、耐震補強・診断が行われていない場所を事業実施予定場所とした応募は原則、受け付けません。 ただし、11月頃開催予定の選考協議会の概ね3週間前までに耐震補強工事及び診断を実施し、耐震診断報告書又は耐震補強工事実施済みを証する書類を提出できる見込みがある場合は、応募可能とします。 応募書類の受付時には、理由書（任意様式、提出が間に合わない理由と提出予定日、予定している耐震補強工事の詳細・スケジュールなどを記載すること）を提出してください。
33	補助金交付要綱	別表3 別表5	遊び場 70 m ² 以上確保のための「間仕切り壁（非耐力壁）の撤去」とそれに伴う「床のフラット化・内装張り替え」は、開設準備経費補助（上限 400 万円）の対象となりますか。	「開設準備経費加算」については、本事業の実施に必要な環境整備として行うもので、かつ、躯体など建物の構造体（柱や梁、壁、天井、基礎等）に関わらない簡易な修繕や備品の購入に係る費用が対象となります。 補助金交付申請時に、工事の内容が分かる資料等をご提出いただき、審査いたします。 間仕切壁の撤去については、一般的には、建築物の構造上、重要な間仕切壁である場合を除き、建物の構造体に関わらないものに該当するため、対象となると思料されます。内装張替えも同様です。 床のフラット化については工事の内容が分かる資料等を基に判断いたします。
34	補助金交付要綱	別表3	庭を活用する上での「安全フェンス・ゲートの設置」および転倒怪我防止の「人工芝・ウッドデッキ等の敷設」は、開設準備経費補助の対象となりますか。	屋外改修を対象経費と認められるかについては、国へ確認中（本事業は、国補助金を活用して実施している事業のため）です。

35	公募要領	5. 事業者の選定 (5) 提出書類	提出書類の 15 番、直近 3 年分の決算報告書について。当法人は令和 5 年 9 月設立、8 月末決算のため、直近の事業年度（令和 7 年 9 月 1 日～令和 8 年 8 月 31 日）が令和 8 年 8 月 31 日に終了したばかりであり、応募書類提出期限までに当該年度の決算が確定しない見込みです。この場合、直近 3 年分の決算報告書として提出すべき書類の範囲をご教示ください。確定前の年度については試算表等の代替書類で差し支えないですか。	以下の 3 年分の書類をご提出ください。 ①令和 5 年 9 月 1 日～令和 6 年 8 月 31 日の決算報告書 ②令和 6 年 9 月 1 日～令和 7 年 8 月 31 日の決算報告書 ③令和 7 年 9 月 1 日～令和 8 年 8 月 31 日の試算表等の代替書類 応募書類の受付時には、直近令和 7 年 9 月 1 日～令和 8 年 8 月 31 日の決算報告書が提出できない理由書（任意様式、提出が間に合わない理由と提出予定日を記載すること）を添付してください。 なお、準備ができ次第、速やかに提出いただくものとし、遅くとも 11 月頃予定の選考協議会の 3 週間前頃までにはご準備ください。
36	公募要領	5. 事業者の選定 (5) 提出書類	新規オープンのビルを賃借する予定で、当該ビルは申請時点では開業前であるため、外観等の写真を申請期限までに準備することが難しい状況です。 この場合、申請時には図面や完成イメージ等の代替資料を提出し、外観等の写真については、撮影が可能となった段階で追加提出する対応でも差し支えないですか。	No. 6 及び No. 27 の質問と回答をご参照ください。

			また、申請時点で建物や内装等が未完成の場合、応募に当たって必要となる資料や、審査時点までに求められる建物の完成状況等がありましたら、併せてご教示ください。	
37	公募要領	5. 事業者の選定 (5) 提出書類	子どもプラザの開設場所として賃貸物件を使用する場合、申請時点で当該物件の賃貸借契約を締結している必要がありますか。 採択前に賃貸借契約を締結することには一定のリスクがあるため、例えば、採択を条件とした契約、物件の予約・申込み、または貸主からの賃貸承諾書等をもって申請することが可能か、ご教示ください。 また、申請時点で賃貸借契約の締結が必須でない場合、正式な契約締結が必要となる時期についても併せてご教示ください。	No. 27の質問と回答をご参照ください。 なお、申請時点では、正式な賃貸契約締結がなされていなくても差し支えありません。補助対象予定事業者として選定された場合は、市と協議の上、開始時期を決定し、事業開始に間に合うよう賃貸借契約を締結してください。
38	公募要領	5. 事業者の選定 (5) 提出書類	補助対象予定事業者に選定された後、リフォーム工事をします。「授乳スペース」「調乳スペース」「ベビーカー置き場」などは、	補助対象事業者として選定されたのちにリフォーム工事を予定する場合、提出書類の【様式9】設置場所及び設置施設の概要等の平面図に、各設備の設置予定場所を書き込み、写真については設置予定場所のものを添付してください。設備イメージが伝わるような資料（リフォームの

			設置予定場所の写真でよいですか。その他対応方法があれば教えてください。	イメージパース等)があれば、可能な範囲で併せて提出してください。
39	公募要領	3. 公募の条件 (3) 事業の実施について	開所曜日が祝日と重なった場合は、こどもプラザは開所する必要がありますか。	No. 23、No. 29の質問と回答をご参照ください。
40	公募要領	3. 公募の条件 (3) 事業の実施について	業務遂行責任者や保育士や子育て支援コンシェルジュは、兼務してよいですか。 また、兼務が可能であれば、何と何の兼務ができますか。(保育園の保育士との兼務も可能ですか。)	No. 3、No. 17、No. 22の質問と回答をご参照ください。
41	子どもプラザ業務 内容詳細	7 子どもプラザの運営に関する業務 (ウ) ②休日における育児参加促進のための講習会の実施	「育児参加促進講習休日実施加算」における休日とは、土日祝祭日という認識でよいですか。	「休日」は「福岡市子どもプラザ事業補助金交付要綱 第23条」をご参照ください。土曜日、日曜日、及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日のことを指します。 なお、国民の祝日に関する法律に規定する休日とは、国民の祝日、振替休日（国民の祝日が日曜にあたる場合、その日以後最も近い平日が休日となる）及び国民の休日（祝日に挟まれた平日が休日となる）のことです。
42	子どもプラザ業務 内容詳細	8 子育て支援コンシェルジュに関する業務 (イ) 加算の対象となる取組 (3)	多言語対応加算についてですが、多言語音声翻訳システムとは、マイクロソフトのTeamsを利用した同時通訳システムを利用することで加算対象となります	日本語以外を母語とする方が子どもプラザを訪れて利用したり、子どもプラザへ電話で問い合わせや相談を行ったりする場合に、活用可能な多言語音声翻訳の機能を備えたシステムであれば加算対象となります。 外国語対応可能な職員の配置については、開所時間帯を通じて、必要な際には速やかに応対できる体制であれば、通常、加算対象となると思

			か。また、外国語で対応できる職員を配置することでも加算対象となりますか。	料されますが、詳細については、市と協議を行ってください。
43	子どもプラザ業務内容詳細	12 安全・防災管理	甲種防火管理者について、開所までに講習を受講した職員を配置することが必要ですか。若しくは、開所後に講習を受講すればよいですか。	実施予定場所の所管の消防署へ相談いただき、防火管理者の配置が法令上必須となる施設かご確認ください。 必須の施設の場合は、応募時に提出書類13番の防火管理者選任届出の写しを提出してください。（応募時に間に合わない場合は理由書（任意様式、提出が間に合わない理由と提出予定日を記載すること）を添付し、準備ができ次第、速やかに提出いただくものとし、遅くとも11月頃予定の選考協議会の3週間前頃までにはご準備ください。） 必須でない施設の場合は、補助対象予定事業者に選定された後、市と協議を行い、可能な限り速やかに受講いただければ差し支えありません。
44	実施要綱	第7条 施設構成	乳幼児親子の遊び場、相談室、事務スペース、研修のできるスペース、授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具等設備の確保が必要とありますが、例えば、子どもの遊び場の一部を他のスペース（相談室など）として一時的に使用してよいですか。	乳幼児親子の遊び場の一部を一時的に相談室（スペース）として使用することは差し支えありませんが、相談内容に応じて、遊び場内で気軽に応じる場合や、プライバシー配慮のため相談室（相談スペース）へ案内して対応するなどの工夫をお願いします。 相談については、子どもプラザ利用者（乳幼児とその保護者、妊娠している方）からの相談が主となると考えられますが、「子どもプラザ業務内容詳細8（6）のとおりに、子育て支援コンシェルジュを配置する子どもプラザを「地域子育て相談窓口」として位置づけ、就学以降の子どもやその保護者からの相談も受け付けていただく必要があるため、相談室（相談スペースでも可）を常設いただくことを推奨しております。